

四日市市契約施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月15日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第63号

四日市市契約施行規則の一部を改正する規則

四日市市契約施行規則（昭和39年四日市市規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(入札保証金)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、インターネットを利用した普通財産<u>及び物品</u>の売払いに係る一般競争入札（以下「インターネットによる入札」という。）を行う場合の入札保証金は、予定価格の100分の10とする。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>第4条 前条第1項本文の入札保証金の納付は、次の各号のいずれかに掲げる担保の提供をもって代えることができる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>インターネットによる入札のシステムを管理する事業者の保証</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、市長が認めた担保</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に規定する入札保証金に代えて提供する次に掲げる担保の価値は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>(入札保証金)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、インターネットを利用した普通財産の売払いに係る一般競争入札（以下「インターネットによる入札」という。）を行う場合の入札保証金は、予定価格の100分の10とする。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>第4条 前条第1項本文の入札保証金の納付は、次の各号のいずれかに掲げる担保の提供をもって代えることができる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、市長が認めた担保</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に規定する入札保証金に代えて提供する次に掲げる担保の価値は、当該各号に定めるところによる。</p>

<p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>インターネットによる入札のシステムを管理する事業者の保証 保証金額</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>普通財産及び物品</u>の売払いに係る落札者は、入札保証金を売買代金に充てることができる。</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 <u>普通財産及び物品</u>の売払いに係る契約の相手方は、契約保証金を売買代金に充てることができる。</p>	<p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 普通財産の売払いに係る落札者は、入札保証金を売買代金に充てることができる。</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 普通財産の売払いに係る契約の相手方は、契約保証金を売買代金に充てることができる。</p>
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務部調達契約課)